

公立大学法人静岡文化芸術大学組織規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人静岡文化芸術大学（以下「法人」という。）の組織について、公立大学法人静岡文化芸術大学定款（以下「定款」という。）並びに静岡文化芸術大学学則及び静岡文化芸術大学大学院学則（以下「学則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定め、法人及び静岡文化芸術大学（以下「大学」という。）の事務の適正かつ能率的な執行を図ることを目的とする。

第2章 法人組織

(法人事務局組織)

第2条 理事長の権限に属する事務を分掌させるために法人事務局を置く。

- 2 法人事務局に総務室、財務室、企画室、出納室及び監査室を置く。
- 3 前項の室のうち、次の表の左欄に掲げる室に、同表右欄に掲げる係を置く。

室名	係名
総務室	法人係、給与係
財務室	会計係、施設係

(職制)

第3条 法人事務局に、事務局長、事務局次長、参事、副参事、参与、室長、室長代理、主幹、係長、副主幹、主査及び主事の職を置く。

- 2 理事長は、前項のほか必要な職を置くことができる。
- 3 理事長は、必要と認めるときは、顧問、嘱託職員、非常勤職員、期間契約職員又は臨時職員を置くことができる。

(職務)

第4条 事務局長は、事務局の事務を総括し、所属職員を指揮監督する。

- 2 事務局次長は、所管事項を整理し、事務局長を補佐する。
- 3 参事は、理事長の特命事項を所掌し、所属職員を指揮監督する。
- 4 室長は、上司の命を受けて所掌事務を統括し、所属職員を指揮監督する。
- 5 各室の所属職員は、上司の命を受けて、分担事務を処理する。

(分掌事務)

第5条 第2条第2項に規定する室の所掌事務は、次に掲げる表のとおりとする。

区分	所掌事務
総務室	法人の庶務に関すること 役員会、経営審議会及び参与会に関すること 教職員等の採用、人事管理、サービス及び労務管理に関すること 給与、共済、旅費、福利厚生、研修等に関すること 文書及び公印の管理並びに諸規程に関すること

	定款の変更に関すること 中期目標・中期計画に関すること 年度計画に関すること 自己点検・評価に関すること 学内外の協議会等に関すること 他の室の業務に属さない業務に関すること
財務室	法人の会計経理に関すること 予算及び決算に関すること 補助金受入、寄附金募集、寄附受納及び学納金収納に関すること 財産、物品等の管理に関すること 入札執行、契約に関すること 施設の管理に関すること
企画室	大学の将来構想に関すること 学外調整に関すること 広報に関すること
出納室	法人の出納に関すること
監査室	監事監査に関すること 内部監査に関すること 会計監査人監査に関すること 県監査委員による財政的援助団体への監査に関すること

(職員の事務分担)

第6条 職員の事務分担は、法人事務局長が定める。

第3章 大学組織

第1節 教員組織

(学長)

第7条 大学に学長を置く。

- 2 学長は、学則に定めるところに従い、大学の教育及び研究に関する事項を総理し、公立大学法人静岡文化芸術大学職員就業規則第2条に規定する職員を総督する。
- 3 学長は、大学の教育及び研究に関する事項について、決定を行うに当たり、別に定めるところにより教授会の意見を求める。
- 4 学長の任期及び選考に関する事項は、別に定める。
- 5 学長があらかじめ指名した副学長が、学長に事故があるときはその職務を代理し、学長が欠員のときはその職務を行う。

(副学長)

第8条 大学に副学長を置く。

- 2 副学長は、学長を助け、命を受けて、大学の教育及び研究に関する所管事項をつかさどる。
- 3 副学長の任期及び選考に関する事項は、別に定める。

(学部長)

第9条 大学に学部長を置く。

- 2 学部長は、学長の命を受けて、当該学部の教育及び研究に関する業務を総括する。
- 3 学部長の任期及び選考に関する事項は、別に定める。
- 4 学部長があらかじめ指名した者が、学部長に事故があるときはその職務を代理し、学部長が欠員のときはその職務を行う。

(大学院研究科長)

第10条 大学に大学院研究科長（以下「研究科長」という。）を置く。

- 2 研究科長は、学長の命を受けて、当該研究科の教育及び研究に関する業務を総括する。
- 3 研究科長の任期及び選考に関する事項は、別に定める。
- 4 研究科長があらかじめ指名した者が、研究科長に事故があるときはその職務を代理し、研究科長が欠員のときはその職務を行う。

(教務部長)

第11条 大学に教務部長を置く。

- 2 教務部長は、学長の命を受けて、次の業務を総括する。
 - (1) 文化政策学部とデザイン学部との教育の調整に関する事項
 - (2) 全学共通科目等の教育課程に関する事項
 - (3) 教育に係る自己点検・評価に関する事項
 - (4) 教育改善に関する事項
- 3 教務部長の任期及び選任に関する事項は、別に定める。
- 4 教務部長があらかじめ指名した者が、教務部長に事故があるときはその職務を代理し、教務部長が欠員のときはその職務を行う。

(学生部長)

第12条 大学に学生部長を置く。

- 2 学生部長は、学長の命を受けて、次の業務を総括する。
 - (1) 学生の身分取扱に関する事項
 - (2) 学生の厚生補導に関する事項
 - (3) 学生の文化、体育等課外活動に関する事項
 - (4) 学生の福利厚生に関する事項
- 3 学生部長の任期及び選任に関する事項は、別に定める。
- 4 学生部長があらかじめ指名した者が、学生部長に事故があるときはその職務を代理し、学生部長が欠員のときはその職務を行う。

(キャリアセンター長)

第13条 大学にキャリアセンター長を置く。

- 2 キャリアセンター長は、学長の命を受けて、学生のキャリア形成及び進路支援、並びに卒業生との連携及び卒業生との生涯にわたっての人材育成等に関する業務を総括する。
- 3 キャリアセンター長の任期及び選任に関する事項は、別に定める。
- 4 キャリアセンター長があらかじめ指名した者が、キャリアセンター長に事故があるときはその職務を代理し、キャリアセンター長が欠員のときはその職務を行う。

(文化・芸術研究センター長)

第14条 大学に文化・芸術研究センター長を置く。

- 2 文化・芸術研究センター長は、学長の命を受けて、文化芸術に関する研究及び地域との交流・連携等に関する業務を総括する。
- 3 文化・芸術研究センター長の任期及び選任に関する事項は、別に定める。
- 4 文化・芸術研究センター長があらかじめ指名した者が、文化・芸術研究センター長に事故があるときはその職務を代理し、文化・芸術研究センター長が欠員のときはその職務を行う。

(図書館・情報センター長)

第15条 大学に図書館・情報センター長を置く。

- 2 図書館・情報センター長は、学長の命を受けて、次の業務を総括する。
 - (1) 図書館・情報センターの運営管理に関する事項
 - (2) 図書館資料の収集、保存及び閲覧等に関する事項
 - (3) 情報システムの整備及び情報ネットワークの運営管理に関する事項
- 3 図書館・情報センター長の任期及び選任に関する事項は、別に定める。
- 4 図書館・情報センター長があらかじめ指名した者が、図書館・情報センター長に事故があるときはその職務を代理し、図書館・情報センター長が欠員のときはその職務を行う。

(英語・中国語教育センター長)

第15条の2 大学に英語・中国語教育センター長を置く。

- 2 英語・中国語教育センター長は、学長の命を受けて、次の業務を総括する。
 - (1) 教育課程に関する事項
 - (2) 学生の授業外での指導及び支援に関する事項
 - (3) その他学生の語学力向上のための事業等の実施に関する事項
- 3 英語・中国語教育センター長の任期及び選任に関する事項は、別に定める。
- 4 英語・中国語教育センター長があらかじめ指名した者が、英語・中国語教育センター長に事故があるときはその職務を代理し、英語・中国語教育センター長が欠員のときはその職務を行う。

(入学試験・高校大学連携センター長)

第15条の3 大学に入学試験・高校大学連携センター長を置く。

- 2 入学試験・高校大学連携センター長は、学長の命を受けて、入学者の選抜、入学希望者に対する広報及び高等学校との連携等に関する業務を総括する。
- 3 入学試験・高校大学連携センター長の任期及び選任に関する事項は、別に定める。
- 4 入学試験・高校大学連携センター長があらかじめ指名した者が、入学試験・高校大学連携センター長に事故があるときはその職務を代理し、入学試験・高校大学連携センター長が欠員のときはその職務を行う。

(学科長)

第16条 各学科に学科長を置く。

- 2 学科長は、学部長等の命を受けて、当該学科の教育及び研究に関する業務を管掌する。
- 3 学科長の任期及び選考に関する事項は、別に定める。

(その他の職)

第17条 前10条に規定する職のほか、大学に次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は同表右欄に定めるとおりとする。

職	職 務
教授	専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であつて、学生を教授するとともに、その研究を指導し、又は研究に従事する。
特任教授	学生を教授するとともに、その研究を指導し、又は研究に従事する。
准教授	専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
特任准教授	学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
講師	教授又は准教授に準ずる職務に従事する。
特任講師	学生を教授するとともに、その学習を指導し、又は研究に従事する。

2 前項に規定する職の任用に関する事項は、別に定める。

第2節 事務局組織

(大学事務局組織)

第18条 学長の権限に属する事務を分掌させるために大学事務局を置く。

2 大学事務局に総務室、財務室、企画室、地域連携室、出納室、教務・学生室、情報室、入試室及びキャリア支援室を置く。

3 前項の室のうち、次の表の左欄に掲げる室に、同表右欄に掲げる係を置く。

室名	係名
総務室	法人係、給与係
財務室	会計係、施設係
教務・学生室	教務係、学生支援係
情報室	図書係、情報係

(職制)

第19条 大学事務局に、事務局長、事務局次長、参事、副参事、参与、室長、室長代理、主幹、係長、副主幹、主査及び主事の職を置く。

2 理事長は、前項のほか必要な職を置くことができる。

3 理事長は、必要と認めるときは、嘱託職員、非常勤職員、期間契約職員又は臨時職員を置くことができる。

(職務)

第20条 事務局長は、事務局の事務を総括し、所属職員を指揮監督する。

2 事務局次長は、所管事項を整理し、事務局長を補佐する。

3 参事は、理事長の特命事項を所掌し、所属職員を指揮監督する。

4 室長は、上司の命を受けて所掌事務を統括し、所属職員を指揮監督する。

5 各室の所属職員は、上司の命を受けて、分担事務を処理する。

(分掌事務)

第21条 第18条第2項に規定する室の所掌事務は、次に掲げる表のとおりとする。

区 分	所 掌 事 務

総務室	大学の庶務に関すること 職員採用（非常勤講師の委嘱を含む。）、人事管理、服務及び労務管理に関すること 給与、共済、旅費、福利厚生及び研修等に関すること 文書及び公印の管理並びに諸規程に関すること 自己点検・評価に関すること 学内行事、各種委員会等の開催に関すること 他の室の業務に属さない業務に関すること
財務室	予算の執行（教員研究費等の執行を含む。）に関すること 入札及び随意契約の執行に関すること 施設設備の整備、管理及び維持修繕に関すること 備品等の購入及び管理に関すること 施設の使用許可等に関すること 防火及び防災対策等に関すること
企画室	大学の広報に関すること 文化・芸術研究センターの運営に関すること（文化芸術に関する教育研究） 静岡国際オペラコンクールに関すること
地域連携室	文化・芸術研究センターの運営に関すること（地域交流及び連携） 公開講座、交流事業及び施設開放（自由創造工房等）に関すること 共同研究、委託研究に関すること ふじのくに・地域大学コンソーシアムに関すること その他地域連携に関すること
出納室	大学の出納に関すること
教務・学生室	教育課程の編成及び授業に関すること 学生の就学指導に関すること 教員の採用手続き及び非常勤講師の委嘱に関すること 研究生、社会人聴講生及び科目等履修生に関すること 教育研究審議会及び教授会に関すること 国際交流及び留学生に関すること 英語・中国語教育センターの運営に関すること 学籍に関すること 学生の生活支援及び福利厚生に関すること 後援会及び同窓会に関すること
情報室	図書館・情報センターの運営管理に関すること 図書館資料の収集、保存及び閲覧等に関すること 情報システムの整備及び情報ネットワークの運営管理に関すること 他の機関との情報ネットワークの連携に関すること 学術情報データベースの収集、発信に関すること
入試室	入学試験・高校大学連携センタ5の運営に関すること 学生募集に関すること 入学試験に関すること 入学手続きに関すること

キャリア 支援室	キャリアオフィスの運営管理に関すること キャリアセンターの運営に関すること 学生のキャリア形成支援及び指導に関すること 学生の就職・進路相談、支援及び指導に関すること 就職・進路情報の収集及び提供に関すること 就職関係の学外機関との連絡調整に関すること
-------------	---

(職員の事務分担)

第 22 条 職員の事務分担は、大学事務局長が定める。

第 4 章 雑則

(委任)

第 23 条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 23 年 5 月 11 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。